

(郡山市野鳥の森学習館条例の一部改正)

第53条 郡山市野鳥の森学習館条例(平成14年郡山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前							
別表(第8条関係)							別表(第8条関係)							
1 施設使用料							1 施設使用料							
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
研修室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円	研修室	500円	700円	800円	1,100円	1,400円	1,800円	
和室	900円	900円	900円	1,800円	1,800円	2,700円	和室	600円	800円	900円	1,300円	1,600円	2,000円	
備考							備考							
1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。							冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。							
2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。														
2 設備等使用料							2 設備等使用料							
種別	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	種別	区分	単位	使用料				
映像装置	300円	300円	300円	600円	600円	900円	映像装置		1式1回	500円				
音声装置	400円	400円	400円	800円	800円	1,200円	音声装置		1式1回	200円				
							持込電気器具							
							持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合							
							持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合							
							持込電気器具に表示されている消費電力の合計							
							1回							
							100円							
							1回							
							200円							
							1回							
							300円							

持込電気器具に表示されている消費電力の合計1回 が1.5キロワットを超える場合	400円
--	------

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。